



令和_____年度 町民税・県民税 家屋敷課税 事業所課税 に係る申告書

(あて先) 三戸町長

令和_____年____月____日提出

三戸町内に家屋敷・事務所・事業所を有していますので、町税条例第26条第7項の規定により下記のとおり申告します。

納 税 義 務 者	現住所	〒 _____										
	本年1月1日現在の住所	〒 _____ (現住所と異なる場合には記入してください。)										
	フリガナ						個人番号					
	氏名						⑨					
	生年月日	大・昭・平	年	月	日	電話番号	_____					
	納税通知書送付先	<input type="checkbox"/> 現住所 <input type="checkbox"/> その他 (_____)										
	前年中の合計所得金額	_____ 円				扶養親族等	控除対象配偶者	有・無				
	※ 確定申告書の控えや源泉徴収票などのコピーを添付してください。				扶養親族		_____ 人					
本人該当	<input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 未成年				扶養親族等の氏名		(続柄: _____) (続柄: _____) (続柄: _____) (続柄: _____) (続柄: _____)					
家 屋 敷 等	区分	1 家屋敷 2 事務所・事業所(店舗等) 3 貸付目的の建物等 4 その他 (_____)										
	所在地	三戸町大字										
	フリガナ 名称または屋号・雅号	-----					職業					

*** 留意事項 ***

- 1月1日現在、三戸町内に住所を有しない方であっても、町内に家屋敷・事務所・事業所を有している場合は、町民税・県民税の均等割が三戸町で課税されます。家屋敷等課税に該当される方は、この申告書の必要事項を明記のうえ、三戸町役場税務課へご提出ください(郵送可)。
- 「家屋敷」とは、自己または家族の居住目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、いつでも自由に居住できる状態にある建物のことをいいます。現在の居住の有無および自己所有かどうかを問いません。(例:住宅地以外の場所に設ける別荘やマンション、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を常時住まわせている住宅(実家)などがこれに該当します。)
- 「事務所・事業所」とは、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。(例:医師・弁護士・税理士などが住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗などがこれに該当します。)

お問い合わせ: 青森県三戸町役場 税務課 (電話: 0179-20-1118[直通])